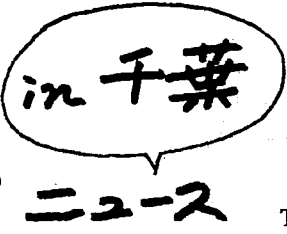



STOP!

ハッ場ダム

やんば"



NO1 2005.2.20



TEL & FAX
043-486-1363
ホームページ <http://yamba.cool.ne.jp>

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会 代表 中村春子・村越啓雄

なぜ裁判をするのか

ハッ場ダム 住民訴訟の経過と展望

群馬県長野原町に建設中のハッ場ダムは、事業費が2,110億円から4,600億円となり、周辺工事費や利息を含めると約8,800億円にもなることが明らかとなりました。6都県の知事たちは、財政難の自治体にも係わらず、独自の調査もせず、国の言いなりで増額を認めてしまい、都・県議会も十分な議論もなくこれに同意（千葉県は2004年2月議会で決定）しました。

ハッ場ダム建設に反対する県民の声は、2003年1月と2004年3月の住民監査請求で表明され、2004年2月には市民ネットワーク千葉県や、千葉県自然保護連合などから、見直し、中止の要請書が知事に提出されています。

一方、6都県の、環境問題や消費者問題などの市民団体が学習会や研究会を重ねる中で、市民オンブズマンと共同して対応することが提案され、2004年3月、ハッ場ダム住民訴訟準備会が開かれました。準備会にはハッ場ダムを考える会、日本消費者連盟、水源開発問題全国連絡会、首都圏のダム問題を考える市民と議員の会、市民オンブズマン、弁護士、学者やジャーナリストなどが「各都県の納税者の立場で、ムダな支出は止める」という視点で

参加し住民訴訟で闘っていくことを決定しました。

2004年9月10日、約5,400人の6都県の住民が一斉に住民監査請求を行いました。

千葉県では1,337名で監査請求しました。しかし、監査委員は本来のチェック機能を果たさず、無責任にも却下・棄却の結論を出しました。

常識、智恵、経験と熱意で勝ち取ろう！

2004年11月、知事と水道局長および企業庁長を被告に、6都県で住民訴訟が提起され、千葉県では51名の原告、35名の弁護士により11月29日に千葉地裁に提訴しました。

ハッ場ダム住民訴訟は、日本の公共事業を根本から問い直す、初の広域訴訟です。各地で活動してきた市民や、市民オンブズマンと共に、利水・治水・地質など各方面の専門家が手を携えて参加し、住民訴訟や環境訴訟の経験豊かな弁護士達が手弁当で参加しています。裁判は長期化が予想され、自治体や後ろに控える国も第1級の弁護士を配置し、最大限の取り組みをしていくことが想定されます。私たち市民は常識と知恵と経験、さらに熱意のこもった支援で、この訴訟を勝ち取りましょう。

3月11日(金) 10時半 千葉地方裁判所に傍聴に行こう！

— 詳細は4ページに —

ダム反対運動の嚆矢

こうし

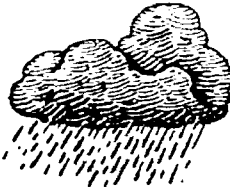
～ダムに関する話(第1回)～

『岩に拠る』(松下竜一)ちくま文庫・筑摩書房(1989年)を読んだ。

安保反対で東京が騒然としていた昭和35(1960)年6月20日、大分・熊本県境を流れる津江川(筑後川の上流)の山峡の下笠ダム予定地で、九州地方建設局(九地建)は違反構造物撤去の代執行を強行し、水中乱闘事件が起こり、多くの怪我人が出た。

世に言う「蜂の巣城攻防戦」の幕が切って落とされたのである。

昭和28(53)年6月の集中豪雨により、筑後川の堤防が26カ所で決壊し、筑後・佐賀両平野は流出家屋4400戸、死者140人の大水害を受けた。この「28災」を契機に、筑後川治水基本計画が策定され、津江川に松原ダム・下笠ダムを建設するという構想が浮上した。(当初のダム構想は下流の大山川の久世畑だった。)



藤原 信:

宇都宮大学名誉教授。森林とダム問題にかけては比類無き第一人者。当会のご意見番的存在。著書に「なぜダムはいらないか」等多数。

下笠ダム建設反対運動は、ダム建設計画が明らかになった昭和32(57)年に始まったが、本格的な反対運動は、昭和34(59)年の土地収用法適用が契機である。

この闘争を指導したのが、蜂の巣城城主の「室原知幸」(山林地主)であり、ダム反対運動の先駆的な闘いを行なった知将である。

室原は、「公共事業は法にかない、理にかない、情にかなうものでなければならぬ」という信条で、「法には法、暴には暴」というスローガンを掲げて抵抗した。

「暴には暴」として、岩を築き水中乱闘事件で抵抗し、「法には法」としては、一大争訟史ともいべき戦いで、室原はわずか10年間に80件に近い訴訟を提訴している。

昭和34(59)年1月、九地建は土地収用法の適用に踏み切り、5月、ダムサイト地点に立ち入り、

● 裁判手続きの進行

原告(私たち)の主張は「訴状」にしてありますが、裁判官を説得するために、次々と自分たちの訴えを「準備書面」にして主張を展開します。

「関東圏の水余りの事実」、「カスリン台風による出水と被害状況」、「現行河川改修計画の問題点」、「利根川や吾妻川の治水特性」、「ダムサイトの岩盤の危険性」、「湖水域の地すべり特性」など、現場調査結果や学者・専門家の協力の下に得た知見を基に準備書面を作成します。弁護団と私たちの力量が試されるところです。

第一回の裁判では、原告(私たち)代表数名も陳述する予定です。傍聴者にわかりやすく、少しでもおもしろい裁判にしたいと考えています。

● 法廷が終わった後に

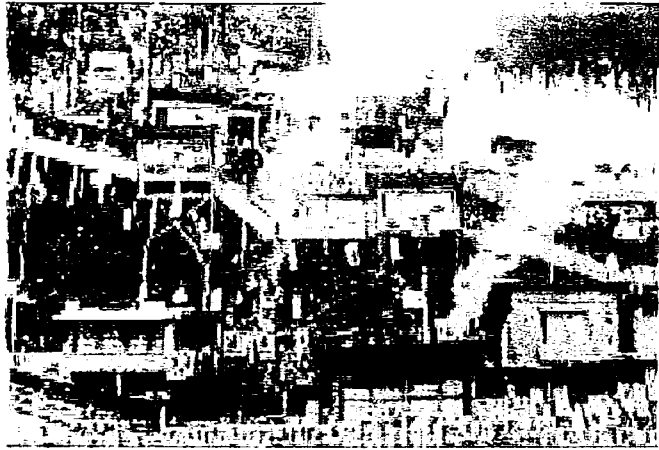
毎回の法廷が終わった後に、参加していただいた方々へ、当日の裁判手続きの中身を、弁護団から解説していただきます。

● 裁判終了後、弁護士会館へお集まりください。長期戦が予想されます。みなさん、健康に気をつけながら、雨や山や川や水、そして裁判のことも勉強して、ハッ場ダム建設の愚かさを多くの人たちにひろめていきましょう!!

● 千葉の弁護団の顔ぶれ

菅野泰(弁護団長)、中丸素明(事務局長)、廣瀬理夫、植竹和弘、拝師徳彦、及川智志、有坂修一、井出達希、そして高橋利明(東京)、大川隆司(神奈川)、廣田次男(福島)その他24名の弁護士。





測量等支障立木の伐採を強行した。不意を突かれた反対派住民は、スギの枯れ枝に火をくべて作業班を追い落とした。6月に入ると「暴には暴」を掲げ、蜂の巣岳の急峻な山腹に砦を築き、反対派住民が立て籠もった。「蜂の巣城」(上の写真)築城である。

年を越した昭和35(60)年6月20日、九地建による強制代執行は、川を挟んでの攻防となり、室原を先頭に川に躍り込んだ砦側は、青竹を振り回して作業隊を追い散らした。20日の突発的暴走は、警察側に紛争介入の口実を与え、室原らに任意出頭状が出されたので、それ以後は、砦側は静観戦術に一転したが、九地建により昼間一

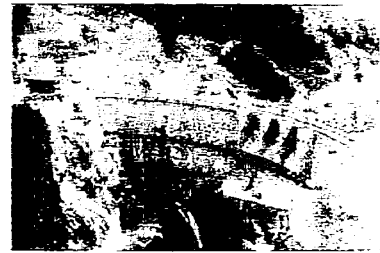
旦破られた砦も、夜のうちに反対派住民により修復され、果てしない長期戦になっていった。

20日から10日間にわたって続いた激しい攻防も、社会党の代議士の仲介により、30日に建設大臣が中止命令を出して一時休戦となった。室原の束の間の勝利であった。

7月7日に県警本部に出頭した室原はその場で逮捕され、事態は大きく変わっていく。

その後、紆余曲折の末、下笠・松原両ダムの建設も進み、室原は失意のまま世を去ることになる。(貴重な資料5000点は「室原文庫」として関西大学に所蔵されている。) 室原の墓誌には、朱色で以下のような刻字があるという。

「国家 松原下笠ダム建設に対し 室原知幸が13年の永きにわたり 公権と私権の闘争を続け終始一貫して公共事業のあり方、民主国家に於ける人権尊重を力説し、ダム建設史上に大きな波紋を残して昭和45年6月29日死亡・・・」



(現在の下笠ダム)

法廷へのご案内

ハッ場ダム事業への負担金支出差し止め住民訴訟がますます始まりまます。
法廷での傍聴など皆様の応援をお願いします。

● 住民の請求内容

この事件の被告は、知事と水道局長および企業庁長です。そして、原告(私たち)は、この訴訟で次の2点を求めています。①ハッ場ダム建設にかかわる利水負担金と治水負担金の支出の差し止め。②過去一年間に支出したこれら負担金を県に弁済すること。

● 主な争点・論点

私たちは次ぎのような主張をしています。

- ①ハッ場ダムは利水の面でも不要。
- ②治水の面でも役立たない。
- ③その上、安全性にも問題があり環境を破壊する。
- そして④このような不要で危険なダムの建設に関連して費用負担を行うのは地方自治法の定める「違法な財務会計行為」に当たり支出は違法である。

と法律構成をしています。④の論点は住民訴訟に特有のものであり、この主張の正当性を裁判所に認めさせないと、住民訴訟は「不適法な訴訟」となり、実体審理に入る前に裁判所は「訴え却下」、つまり門前払いをすることになります。

しかし、不要なダムであることが明らかになれば、知事の支出行為の違法性は高まるのですから、訴訟の入り口論争だけでこの訴訟が適法か不適法かの決着がつくはずはありません。

ハツ場ダムをストップさせる

千葉の会への入会のおそい

これから続く裁判を勝ち抜くためには、おおぜいの力が必要です。ぜひ千葉の会に入会していただき継続的にご支援下さるようお願いいたします。

年会費は一口一〇〇〇円(何口でも)です。会員の皆様には裁判期日やイベント情報などを掲載した会報をお届けする予定です。ハツ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう!

※会費、カンパは左記の郵便局の振替口座へお振込みください。
(通信欄には会費、カンパの別、また、連絡経費の軽減のためフックス番号やメールアドレスなどもご記入ください。)

振替 0012005426489
ハツ場ダムをストップさせる千葉の会

★千葉の会とは

昨年9月、千葉県に住民監査請求を行うための請求人の募集をした時にその取りまとめを行ったメンバーによって発足しました。関係6都県にも同様の会があり、ハツ場ダム建設事業を中止させることを目的に、情報交換をしながら共に活動しています。

の6団体の連合体が「ハツ場ダムをストップさせる市民連絡会」です。

★どんな活動をしているの?

11月に県の監査委員は私たちの請求を「却下・棄却」とし、これを不服として有志51人が原告となり住民訴訟を起こしました。原告には水問題や自然保護などの運動に取り組む市民や研究者が大勢参加しています。千葉の8人の弁護士を含む35人の大弁護士団の強力な支援を得て、現在、第1回裁判にむけての準備を進めています。

★これからどんな活動をするの?

裁判はもちろん、ハツ場ダム問題を広く知ってもらうために講演会やイベントなどを開催していきます。ハツ場ダムを中止に追い込むため、勝訴をめざし、一緒に活動して行きましょう。

★今年度(05年1月〜12月まで)の役員が決まりました。

- 共同代表：中村春子、村越啓雄
- 事務局：入江晶子、大野博美
- 広報担当：佐々木裕、松尾圭
- 会計：服部かをる
- 幹事：藤原信、井村弘子、磯村光良
- 会計監査：牛野くみ子、田隈理一



.....第1回裁判の期日決定!.....

日時：2005年3月11日(金) 10時半~11時

場所：千葉地方裁判所 501法廷(5階)

原告の意見陳述が行われます。多くの方が傍聴し、市民の関心の高さを示しましょう。裁判の後、説明会を開き裁判所でのわかりにくいやりとりを解説します。

場所： 弁護士会館 1時間くらい
内容： 弁護士からの説明、意見交換、各地の状況報告

集合：10時 千葉地裁玄関前 (千葉県千葉市中央区中央4-11-27)

JR 総武線・内房線・外房線千葉駅から徒歩10分、京成千葉線千葉中央駅から徒歩8分